

学 長 決 定
平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 3 月 24 日

改正 令和 7 年 3 月 5 日

授業科目に関する基準について

1. 授業科目に関する基準

(1) 原則として再履修クラスは設定しないものとする。ただし、外国語教育科目など習熟度別のクラス設定が必要な場合を除く。

(2) 学長が別に定める基準日において、履修登録者が 2 名以下の授業科目については、原則として不開講とする。ただし、学長が必要と認めるものを除く。なお、詳細は「不開講とする場合の事務取扱要領」に定める。

(3) 同一科目を複数クラスに分ける場合は、原則として、シラバス・定期試験問題等は統一する。ただし、習熟度別クラスを設定する外国語教育科目を除く。

2. 施行日

上記 1 の(1)～(3)は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

但し、上記 1 の(2)の非常勤講師にかかる授業科目については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別 紙)

不開講とする場合の事務取扱要領

履修登録者が2名以下の授業科目について不開講とする場合の事務取扱は、次のとおりとする。

【不開講決定の基準日】

不開講決定の基準日は、以下のとおりとする。

- (1) 前期(第1・2学期)及び通年科目(集中講義含む)：履修登録期間の末日
- (2) 後期(第3・4学期)科目(集中講義含む)：履修登録変更期間の末日

【対象科目】

全教科(旧課程科目も含む)を対象とする。ただし、必修科目、選択必修科目、教職課程科目及び外国人留学生用科目は除く。

【履修登録】

不開講となった科目を履修登録していた学生は、基準日から1週間以内に、当該科目の単位数の範囲で、開講されている他の授業科目を履修登録に追加することができます。この場合において、追加登録するまでの期間の当該授業科目については、出席として取り扱うものとする。

【学生への周知方法】

不開講基準、基準日、対象科目及び履修登録については、以下の内容を学生便覧に掲載することにより学生へ周知するものとする。

不開講決定の基準日※において履修登録者数が2名以下の科目(教職科目等は除く)は、原則として不開講とします。

自分が履修登録していた科目が不開講となった場合は、基準日から1週間以内に、それに代わる科目(開講されている科目のみ)を追加で履修登録することができます。ただし、不開講となった科目の単位数を限度とします。なお、追加登録した科目については、登録までの期間は「出席」として取り扱われます。

※不開講決定の基準日

- 前期(第1・2学期)及び通年科目(集中講義含む)：履修登録期間の末日
- 後期(第3・4学期)科目(集中講義含む)：履修登録変更期間の末日

附 則(令和2年3月24日)
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月5日)
この要領は、令和7年4月1日から施行する。